

○内閣府令第十三号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二十七条第四項及び第二十九条第五項の規定に基づき、並びに同法及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十四条」に、「第十六条―第二十条」を「第十五条―第十九条」に、「第二十一条―第三十六条」を「第二十条―第三十四条」に、「第三十七条―第四十一条」を「第三十五条―第三十九条」に、「第四十二条―第五十二条」を「第四十条―第五十条」に、「第五十三条―第五十六条」を「第五十一条―第五十四条」に、「第五十七条」を「第五十五条」に、「第五十八条―第八十五条」を「第五十六条―第八十二条」に、「第八十六条―第百六条」を「第八十三条―第百三条」に、「第百七条―第百二十

六条」を「第百四条―第百二十三條」に、「第百二十七條―第百五十三條」を「第百二十四條―第百五十條」に、「第百五十四條―第百六十三條」を「第百五十一條―第百六十條」に、「第百六十四條」を「第百六十一條」に改める。

第七條を削り、第八條を第七條とし、第九條から第十二條までを一條ずつ繰り上げ、第十三條の前に次の一條を加える。

(厚生管理室)

第十二條 長官官房給与厚生課に、厚生管理室を置く。

2 厚生管理室においては、令第十一条第三号から第七号までに掲げる事務のうち警察職員の健康の保持増進及び安全の確保に関する事務をつかさどる。

3 厚生管理室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、厚生管理室の事務を掌理する。

第十四條を削り、第十五條を第十四條とする。

第二章第一節第二款中第十六條を第十五條とし、第十七條から第二十條までを一條ずつ繰り上げる。

第二章第一節第三款中第二十一条を第二十条とし、第二十二条から第二十九条までを一条ずつ繰り上げる。
第三十条第二項中「総括分析官及び」を削り、同条を第二十九条とする。

第三十一条を第三十条とし、第三十二条を削り、第三十三条を第三十一条とし、第三十四条から第三十六条までを二条ずつ繰り上げる。

第二章第一節第四款中第三十七条を第三十五条とし、第三十八条から第四十一条までを二条ずつ繰り上げる。
第二章第一節第五款中第四十二条を第四十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(危機管理室)

第四十一条 警備局警備企画課に、危機管理室を置く。

2 危機管理室においては、令第三十七条第一号及び第三号に掲げる事務のうち危機管理（国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止をいう。）に関する事務並びに同条第六号に掲げる事務をつかさどる。

3 危機管理室に、室長を置く。

4 室長は、命を受け、危機管理室の事務を掌理する。

第四十三条を第四十二条とし、第四十四条を削り、第四十五条を第四十三条とし、第四十六条を削り、第四十七条を第四十四条とし、第四十八条を第四十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(特殊警備対策官)

第四十六条 警備局警備課に、特殊警備対策官一人を置く。

2 特殊警備対策官は、命を受け、令第三十九条第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事務のうち重大テロリズム（国際関係に重大な影響を与え、国の重大な利益を著しく害し、又は多数の者の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じるおそれのあるテロリズムをいう。）に係る事案及び原子力災害警備その他原子力災害対策に関する事務、同条第三号及び第四号に掲げる事務並びに同条第五号に掲げる事務のうち原子力災害警備に関する事務をつかさどる。

第四十九条を第四十七条とし、第五十条から第五十二条までを二条ずつ繰り上げる。

第二章第一節第六款中第五十三条を第五十一条とし、第五十四条から第五十六条までを二条ずつ繰り上げる。

第二章第一節第七款中第五十七條を第五十五條とする。

第二章第二節第一款中第五十八條を第五十六條とし、第五十九條を第五十七條とし、第六十條を第五十八條とする。

第六十一條第一項中「十部」を「九部」に、
「生活安全教養部
地域教養部」を「生活安全教養部」に改め、同條を第五十九條とする。

第六十二條を第六十條とし、第六十三條から第六十六條までを二條ずつ繰り上げる。

第六十七條中「平穩」の下に「、地域警察その他の警ら」を加え、同條を第六十五條とする。

第六十八條を削り、第六十九條を第六十六條とし、第七十條から第八十五條までを三條ずつ繰り上げる。

第二章第二節第二款中第八十六條を第八十三條とし、第八十七條から第四百四條までを三條ずつ繰り上げる。

第四百五條第二項中「第九十六條第二号、第九十七條第二号、第九十八條第二号及び第九十九條第四号」を「第九十三條第二号、第九十四條第二号、第九十五條第二号及び第九十六條第四号」に改め、同條を第二百二條とする。

第二百六條を第二百三條とする。

第二章第二節第三款中第一百七七条を第百四条とし、第百八条を第百五条とし、第百九条を第百六条とする。

第百十条第二項中「企画監察課」を「監察課」に改め、同条を第百七条とする。

第百十一条を第百八条とする。

第百十二条中第十号を第十三号とし、第三号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の三号を加え、同条を第百九条とする。

三 所管行政に関する企画及び立案に関すること。

四 公文書類の審査及び進達に関すること。

五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

第百十三条の見出しを「（監察課）」に改め、同条中「企画監察課」を「監察課」に改め、同条第一号中「企画及び立案」を「監察」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「電子計算組織」を「所管行政に関する情報の管理に関する企画及び電子計算組織」に改め、同号を同条第二号とし、同条第五号を同条第三号とし、同条第六号を削り、同条を第百十条とする。

第百十四条を第百十一条とし、第百十五条から第百二十六条までを三条ずつ繰り上げる。

第二章第三節第一款中第二百二十七条を第二百二十四条とし、第二百二十八条から第二百五十条までを三条ずつ繰り上げる。

第二百五十一条中「第六十三条及び第六十四条」を「第六十一条及び第六十二条」に改め、同条を第四百零八条とする。

第二百五十二条を第四百九条とし、第二百五十三条を第五十条とする。

第二章第三節第二款中第二百五十四条を第五十一条とし、第二百五十五条を第五十二条とする。

第二百五十六条中「第四百四十一条各号」を「第三百三十八条各号」に改め、同条を第五十三条とする。

第二百五十七条を第五十四条とし、第五十八条を第五十五条とする。

第五十九条中「第四百四十二条各号」を「第三百三十九条各号」に改め、同条を第五十六条とする。

第六十条中「第四百四十三条各号」を「第四百十条各号」に改め、同条を第五十七条とする。

第六十一条中「第四百四十四条第三号」を「第四百十一条第三号」に改め、同条を第五十八条とする。

第六十二条を第五十九条とし、第六十三条を第六十条とする。

第三章中第六十四条を第六十一条とする。

別表第一中「第百六十四条」を「第百六十一条」に改める。

附 則

この府令は、平成二十七年四月一日から施行する。